

VI 放射性物質検査

【問一覧】

（放射性物質検査証明全般）

- Q 1 検査証明書と検査報告書の違いは何ですか。
- Q 2 検査機関で検査を行う必要のある国はどこですか。
- Q 3 輸出先国の放射性物質基準値はどのようになっていますか。
- Q 4 放射性物質検査の結果、検出値が輸出先国の放射性物質基準を下回っていたものの、日本国内の基準値を上回った場合は、証明書を発行することができますか。
- Q 5 放射性物質検査報告書は、日本語記載でよいですか。

（分析機関）

- Q 6 放射性物質検査を実施する機関は決められているのですか。
- Q 7 農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」には、どのような検査機関が掲載されているのですか。

（サンプリング・ロット）

- Q 8 放射性物質検査を行うべき製品の検体採取の頻度について、どのように考えたらよいですか。
- Q 9 同一タンクの製品で包装日が異なる製品を輸出する場合、それぞれの包装日ごとに検査した放射性物質検査報告書を提出する必要があるのですか。
- Q 10 同一の製造ロットの製品を複数回に分けて輸出する場合、放射性物質検査報告書の写し（コピー）を添付できますか。

(放射性物質検査証明)

Q 1 検査証明書と検査報告書の違いは何ですか。

A 1 検査報告書は、検査機関での検査結果のレポート（報告書）を指します。そして、検査証明書は、検査報告書を踏まえて政府機関等が輸出先国政府に対して発行する証明書を指します。

Q 2 検査機関で検査を行う必要のある国はどこですか。

A 2 ①検査証明書を求める国と、②検査報告書の提出のみで輸入を認める国、③産地証明書に検査報告書の添付を求める国の3通りあります。

①には、シンガポール、韓国、ブルネイ、ブラジル、ロシア、エジプト、モロッコ、EU及びEFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）（以下、EU等という）、香港、仏領ポリネシア等があります。②には、レバノン、ドバイ首長国、アブダビ首長国、マカオ、台湾等があります。③には、シンガポール（福島県の一部市町村の産品のみ）、ドバイ首長国及びアブダビ首長国（指定地以外の原料が50%超に至らない場合のみ）があります。

Q 3 輸出先国の放射性物質基準値はどのようになっていますか。

A 3 輸出先国ごとに放射性物質基準値は異なっています。一部の国については農林水産省ホームページの輸出先国別の「各国の輸入規制（証明書関係）」に掲載されています。それ以外の国については、相手国にご確認ください。

なお、輸出する際の基準値の上限は、我が国が指定している基準値とします。

Q 4 放射性物質検査の結果、検出値が輸出先国の放射性物質基準を下回っていたものの、日本国内の基準値を上回った場合は、証明書を発行することができますか。

A 4 国際貿易のルールに係るコーデックスの倫理規定(CAC/RCP20-1979)には、輸出国の法律、規則を遵守していないものを輸出すべきではないと規定されています。

従って、相手国の基準値が日本の基準値より高い場合であっても、その検査結果が日本の基準値を上回っている場合には、当該産品に対して証明書を発行することはできません。

Q 5 放射性物質検査報告書は、日本語記載でよいですか。

A 5 輸出先国に提出するものであり、英語での記載が必要です。

(分析機関)

Q 6 放射性物質検査を実施する機関は決められているのですか。

A 6 平成25年4月1日より、国が発行する証明書に関わる放射性物質に関する検査の実施機関を農林水産省ホームページに掲載する機関に限定しています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/kensa_kikan.html

次の輸出先国・地域については、相手国より認められている検査機関での検査が求められています。国別のリスト及び条件等を農林水産省ホームページにそれぞれ掲載

しているので、ご確認ください。

レバノン、香港（食肉及び家禽卵のみ）、ドバイ首長国及びアブダビ首長国、マカオ。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html#kakukoku

Q7 農林水産省ホームページの「輸出食品等に対する放射性物質に関する検査の実施機関について」には、どのような検査機関が掲載されているのですか。

A7 以下の(i)～(iii)のいずれかの条件を満たしている機関のうち、検査機関から掲載の了解が得られ、又は、掲載希望があり、かつ一定の測定条件(※)で放射性物質検査を行う検査機関を掲載しています。

(i) 行政機関に所属する検査機関

(ii) 食品衛生法に基づき厚生労働大臣に登録している検査機関

(iii) 国際試験所認定協力機構(ILAC)の多国間承認取決に署名している認定機関から放射能測定に係るISO/IEC17025の認定を受けている検査機関

※ 相手国政府が認める条件での測定が出来る必要があります。国によって条件が異なるので、詳細は国別の手続きを掲載したページをご参照ください。

(サンプリング・ロット)

Q8 放射性物質検査を行うべき製品の検体採取の頻度について、どのように考えたらよいですか。

A8 検体採取に当たっては、放射性物質が混入するおそれが同程度と考えられる単位で行うことが求められています。

香港向けの検査証明に用いる検査については、具体的に検体採取におけるサンプリング方法が定められているので、証明書の発行事務処理要領の別紙7、別記様式4でご確認ください。

香港以外の国向けの検査証明については、特に規定はないため、製造ロットが同じ商品（同じ原料を使い、同じ製造ラインで、連続して製造された商品）を1単位として考え、同単位で少なくとも1つ以上の検体を採取すればよいと考えます。

Q9 同一タンクの製品で包装日が異なる製品を輸出する場合、それぞれの包装日ごとに検査した放射性物質検査報告書を提出する必要があるのですか。

A9 包装日が異なった場合でも、同一タンクの製品であれば、同一の製造ロットとします。

Q10 同一の製造ロットの製品を複数回に分けて輸出する場合、放射性物質検査報告書の写し(コピー)を添付できますか。

A10 EU等は、放射性物質検査報告書の写しを添付することを認めています。その他の国は、写しによる検査報告書の提出の可否を明示していません。輸出業者や通関業者等を通じて、輸出先国の現地の検査当局にご確認ください。